



宮城県外来医療計画の施行に伴う各種手続きのご案内

宮城県では、外来医療機能の偏在解消と医療機器の効率的な活用の促進を目的に、「宮城県外来医療計画」を策定しました（令和 2 年 4 月 1 日施行）。

「宮城県外来医療計画」では、仙台医療圏^(※1)での新規開業等の際や、県内で対象となる医療機器の新規購入または更新を行う際の各種手続きを定めており、対象となる医療機関の皆様は、以下のお手続きをお願いいたします。

※1 仙台医療圏…仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・岩沼市・富谷市・亘理町・山元町・松島町・七ヶ浜町・利府町・大和町・大郷町・大衡村

＜「地域で不足する外来医療機能を担うことへの同意書」提出手続き＞

対象者	提出書類	提出期限	提出方法
仙台医療圏の医療機関のうち、以下のいずれかの届出を行う者 ・新規開業 ・移転 ・開設者変更	・県参考様式 1 ^{※2} ・その他県が必要と認める書類 ※2 参考様式の記載項目を満たすものであれば、地域の医師会等に提出している既存書類に代えることができます。	左記の届出からおおむね 1 ヶ月以内	下記 URL から提出専用ページにアクセス願います。 必要事項を入力し、左記提出書類を添付の上、送信願います。 (ページ URL) https://logoform.jp/form/GQGB/1233539

＜医療機器の「共同利用計画書」提出手続き＞

対象者	対象となる医療機器	提出書類	提出期限	提出方法
右記の対象医療機器を新規購入又は更新しようとする医療機関	CT MRI PET マンモグラフィ 放射線治療	・県参考様式 2 ^{※3} ・その他県が必要と認める書類 ※3 参考様式の記載項目を満たすものであれば、患者紹介等で使用している既存の各種書類に代えることができます。	対象医療機器の購入（更新）の日からおおむね 1 ヶ月以内	下記 URL から提出専用ページにアクセス願います。 必要事項を入力し、左記提出書類を添付の上、送信願います。 (ページ URL) https://logoform.jp/form/GQGB/1233622

Q 上記の手続きは、いつから必要になりますか。

A 「宮城県外来医療計画」は令和 2 年度から施行していますので、令和 2 年 4 月 1 日以降に上記事由が発生した場合に、お手続きが必要になります。

Q 提出した書類に記載された情報は、何に使われますか。

A 地域の外来医療提供体制の確保を目的として、県で開催する会議や県内医療機関への情報提供に用いることとしています。

問い合わせ先
担当所属：宮城県保健福祉部医療政策課企画推進班
郵便番号：980-8570
住 所：宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
電話番号：022-211-2618
F A X：022-211-2694
E-mail：iryoseisk@pref.miyagi.lg.jp

皆様のご協力をお願いいたします。